

市議会だより



～男鹿から東北に力を！～

協本保育園入園式にて

◆ 3月定例会審議日程 ◆

2月28日	本会議 (議案上程)
3月1日	本会議 (一般質問)
2日	本会議 (一般質問)
5日	本会議 (議案質疑)
6日	予算特別委員会
7日	予算特別委員会
8日	常任委員会・分科会
9日	常任委員会・分科会
12日	常任委員会・分科会
16日	予算特別委員会
	議会運営委員会
	本会議 (表決)

記事内容

3月定例会から	P 2
男鹿市議会基本条例等調査特別委員会	… P 3
一般質問	… P 4～P 7
議案質疑	… P 8
予算特別委員会	… P 8～P 9
常任委員会	… P 10
修正案・討論	… P 11
男鹿市議会基本条例	… P 12～P 15
編集後記・陳情等	… P 16

3月定例会

平成24年度新規事業 活発な議論

総合運動公園多目的広場改修事業

議会への説明不足 陳謝!!

平成24年3月定例会は、2月28日に招集され、16日までの18日間の会期で開かれました。定例会初日には、議案案として男鹿市議会基本条例及び男鹿市議会議員政治倫理条例の制定についてを上程し可決しました。また、平成24年度男鹿市一般会計予算や男鹿市介護保険条例の一部改正など43議案が市長から提案され、審議の結果、すべて可決・承認しました。

最終日には、教育委員会委員の任命について同意したほか、議案案3件を可決し閉会しました。

●平成24年度一般会計予算

定例会初日に渡部市長が、新年度の市政運営に対する所信と主な施策・事業について述べられ、財政の健全性の確保を基本方針としながら、市民生活に直結する事業に予算を充てることとし、平成24年度一般会計予算の総額を前年度対比1億2200万円減の164億1000万円としています。

このうち、全市民が対象となる町内会交付金制度が新たに創設され、自主防災活動事業・地域環境整備事業・地域文化継承事業に取り組み町内会に支援していくこととしています。また、単独での事業が困難な町内会については、近隣町内会で連携し事業を行った場合にも、本制度の対象となるものです。

●総合運動公園多目的広場改修事業必要か

本事業については、公式な競技場の広さを確保するとともに、全面を人工芝に改修し、あらゆる市民スポーツに幅広く活用していただくほか、各種競技大会及び合宿誘致につながるための事業として、3億9480万円を当初予算に計上しました。しかし、男鹿市総合計画後期基本計画に位置づけられておらず、多額の経費を要することや、突発的な提案であることなどの理由から、予算を取り下げるべきとの意見があり、市長が定例会最終日の予算特別委員会において説明不足を陳謝しました。

●船川南小学校の男鹿南中学校への移転問題

教育委員会は、船川南小学校校舎棟の耐震診断結果を踏まえ、男鹿南中学校（平成4年4月竣工）の空き教室を活用

用するとし、改修費として1200万円を当初予算に計上しましたが、市PTA連合会長他2名から「船川南小学校の耐震補強を求める陳情書」の提出を受け、所管である教育厚生委員会では、3月8日に現地調査し、状況把握に努めたものです。また、最終日の予算特別委員会では船川南小学校では、24年度から複式学級が予想されることや、船川第一小学校との統合等の議論も含め、審査経過が報告されました。

教育委員会では、PTA関係者や学校側に十分説明することとし、理解を得た上で予算執行するとしています。

●樺サミット本市での開催内定

2月24日、樺を市町村の花に指定している全国17の自治体首長や日本ツバキ協会に所属する愛好者などが参加した全国樺サミット協議会総会において、本市が平成26年度第25回全国樺サミット開催地に内定したもので、樺の情報交換と交流を通じ、地域活性化を図るとするものです。

改めて日本北限の樺であることを市民が再認識し、全国に発信できることを期待したい。

可決した主な議案

- 〈専決処分〉
一般会計補正予算
(第7号・第8号)
- 〈補正予算〉
一般会計予算(第9号)
- 介護保険特別会計予算(第4号)
- 男鹿みなと市民病院事業会計予算(第2号) 他5件
- 〈条例〉
●男鹿市市税条例の一部改正
●男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正
- 男鹿市介護保険条例の一部改正
- 男鹿市営住宅条例の一部改正
- 男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部改正 他10件
- 〈平成24年度当初予算〉
●一般会計予算 他10件
- 〈その他〉
●光通信網整備工事請負契約の変更
- 教育委員会委員の任命
山本貴紀(北浦) 他6件
- 〈議員提出議案〉
●男鹿市議会基本条例の制定
●男鹿市議会議員政治倫理条例の制定
- 意見書案3件

男鹿市議会基本条例等調査特別委員会

今定例会初日に、地方分権一括法施行以来、地方議会の果たす役割及び責任の重要性が増大していることに対応し、議会基本条例制定に関する調査と政治倫理、その他議会改革に関する調査を目的に、昨年6月定例会で設置された議会基本条例等調査特別委員会から委員長報告がありました。報告された中から、その要旨を掲載しました。

本特別委員会では、議会の最高規範となる議会基本条例の作成を担う責務を委員一人ひとりが重く受け止め、10回の委員会での積極的な討議、条例素案への市民意見の募集と住民説明会の開催、市当局との意見交換、2回の議会全員協議会の開催及び先進地視察等により調査・審査を重ねてまいりました。

男鹿市議会基本条例案については、前文と10章21条からなっており、策定にあたっては、「議会は、地方自治法の範囲内において、議会及び議員の活動原則等を定めるとともに、市長その他の執行機関及び市民との関係を明らかにし、市民の信託に全力で応えていく」との条例の理念を定め、これを踏まえ、「議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役

男鹿市議会基本条例等調査特別委員会委員

彦三勝勝昭	文謙富	井田山谷	土中島米蓬
次郎誠通志	信巳利寛	藤野	佐佐野
○三	◎高		

(◎委員長 ○副委員長)

割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与すること」を条例の目的とし、議会改革に向けた実効性と継続性のある条例案の作成に努めました。

条例に盛り込んだ主な事項としては、①市民と情報や意見の交換を行う場の一つとして、議会報告会を実施すること。②一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができること。③市長等は、質問をした議員に対して、その論点を整理するため、逆質問ができること。④行政が重要な政策を提案する場合、五つの条件を示すことを求め、政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の

明確化を図ること。⑤各議員の議案に対する賛否を市民に公表し、議員活動に対して市民の評価が的確になされるような情報の提供に努めること。⑥議員の地位に基づく影響力の不正な行使を防止するものとし、政治倫理基準等に関し、別に条例で定めること。などの事項についてです。

次に、政治倫理、その他の議会改革については、調査項目として、政治倫理、議決すべき事件、議員定数、議員報酬、申し合わせ事項など12項目を抽出し審議を重ね、各会派の意見等を踏まえ、特別委員会としての考え方をまとめました。

まず、政治倫理については、男鹿市議会議員政治倫理条例を制定することとし、政治倫理基準の事項としては、①議員の品位と名誉を損なう一切



住民説明会

の不正行為の禁止。②地位を利用しての不正な影響力の行使、金品の授受の禁止。③市の許認可または請負契約に係る不正な影響力行使の禁止。④政治的、道義的批判を受けざるおそれのある寄附の受領禁止。⑤市職員人事への介入禁止。⑥疑惑当事者となつたときの説明責任の義務。などについて規定しています。

議決すべき事件については、基本構想、基本計画、都市計画に関するマスタープランの3つの計画の策定、変更または廃止に関して議会基本条例に規定しています。

議員定数及び議員報酬については、今後とも削減について検討することとしています。申し合わせ事項等については、本会議初日から一般質問までの休会日数を7日にするよう前向きに検討することとし、決算特別委員会の審査については、一般会計決算と各特別会計決算を分割審査することとし、質疑時間はそれぞれ30分以内で、質疑回数を制限しないこととしています。

以上が、調査・審査結果の概要ですが、本報告書に係る具体的運用については、さらに協議していく必要があることから、今後、議会運営委員会等でご協議いただくこととしています。

最後に、市民の皆様には、パブリックコメント、住民説明会にご参加くださり、貴重なご意見・ご提言をいただきまして心からお礼を申し上げますとともに、各位のご協力に感謝を申し上げます。委員長報告といたします。

(関係条例はP12〜P15に掲載しています)

一般質問



佐藤 誠 議員

防災に対する

取組みについて

質 ①想定している津波の到達予測時間について

②避難ビルの使用に対する時間などの制限及び避難路確保について

③観光客や外国の方々など、土地勘のない人を避難誘導する対策について

答 ①現在の地域防災計画によれば、津波到着時間は入道崎赤島で地震発生から9分後、戸賀港で15分後、船川港で27分後、船越前野で33分後となっておりますが、県では計画見直し中であり、今後変更の可能性もあります。

②オガルベは、建物内の階段を利用するため、営業時間以外や夜間は、市で鍵を開ける

こととなります。船越地区の清水組社屋は、屋上への防護柵完成後は外階段を利用し、常時避難可能となります。避難路確保については、自主防災組織で確認していただき、公共施設などに支障があった場合は個別に対応します。

③各地に避難場所案内看板を設置していますが、新たに設置する場合は、観光客や外国人に配慮してまいります。

学校の耐震診断計画と対応について

質 船川南小学校の耐震診断結果を踏まえた男鹿南中学校への移転案は、保護者や学校関係者との意見交換もな

ま作成され、今定例会直前の2月中旬に、初めて保護者等に対し説明があったと聞いた。統合問題とは切り離れた一時的避難措置としているが、期間が示されていないほか、小中学校が一緒になることへの懸念も解消されず、このまま進めるのは問題ではないか。

答 保護者や学校関係者から、

ご理解いただくための説明という面では、反省すべき点が多々あると思っています。統合問題とは別であると説明したのは、降雪期の安全確保が最優先と考えたからであり、統合問題は改めてじっくりと議論すべきと思っています。ただ、この案しかないということではなく、今後保護者や学校関係者と協議しながら、いい方向を探っていききたい。

なまはげ行事について

質 最近、なまはげも観光

のための出番が多くなった。本来、地域のなまはげ行事があつての柴灯まつりであり、なまはげの太鼓であると思う。なまはげのなり手も不足しているが、今は玄関先でしか迎えてもらえない家も多くなり、伝統が失われつつある。市長自ら、地元で面をかぶって、「福」を与えて回るくらいのアピールが必要ではないか。また、大晦日の市役所前のイベントが、市職員にとって地元のなまはげ行事の準備の妨げになるようでは本末転倒ではないか。

答 昨年は148地区中72地区で実施されました。市では新設した町内会交付金制度により支援していきます。年末の市役所前でのなまはげ行事は、保存、伝承を促進することを目的に、若手職員研修の一環として実施しており、この行事に参加した職員が、各地域のなまはげ行事にも主体的に取り組むようお願いしています。

【その他の質問事項】
●市公共交通総合連携計画について

介護保険について



安田健次郎 議員

質 第4期事業計画では、県

内で最も高い保険料で、決算は毎年度赤字である。第5期事業計画では、介護保険財政調整基金を取り崩すことが可能であることから引き上げるべきではないと考える。今回の改定では、要支援1及び2

の方など介護サービスの低下が考えられる方に対し、市が全面的に責任を持ち対応することとなるが、地域包括支援センターでは、どう対応するのか。また、介護職員が一定の研修を受けると医療行為を行うことができることになるが、利用者から不安の声が寄せられている。市の責任として、どんな対応を考えているのか伺います。

答 介護保険財政調整基金の取り崩し等により、保険料の抑制を図りましたが、介護報酬改定による増、第1号被保険者の増加に伴う負担割合の増などで、137円増の月額5208円となったものです。

要支援者へのサービスについては、4月から配食・見守りなどのサービスが地域支援事業の選択肢として導入されますが、事業運営等の詳細が、まだ具体的に示されていないことから、現段階では導入を検討できる状況ではありません。医療行為については、24年度から一定の研修を受けた介護職員が療の吸引等を行うことになり、実施にあたっては事業所の責任で行いますが、安全を確保していくため地域密着型事業所については、市で指導してまいります。



B-1 グランプリ in 姫路

町内会交付金について

合併協議懸案の最後の課題であった町内会交付金は、若美地区では自主防災活動や文化活動面などに取り組み、今までの交付金と変わらない。ほとんどの町内会では文書配布や環境整備、クリーンアップなどに取り組んできたが、公園のない町内会やなまはげ行事等が行えない町内会では交付金が減ることになる。これでは町内会の運営に支障があると考え。また、一律の交付ではなく、小さな町内会を粗末にせず、交付金のあり方を検討すべきと思うがどうか。

国民健康保険税

について

ていただきたい。また、小規模の町内会では、各事業を複数町内会で合同実施する場合も対象とするものです。

国保税は、市民の重有感



土井文彦 議員

「男鹿しよつる焼きそば」と地産地消について

男鹿のご当地グルメとして躍進した「男鹿しよつる焼きそば」の評価と、今後の展開や計画を伺います。

市の評価は、「第6回B級ご当地グルメの祭典B-1グランプリin姫路」等の大規模イベントへの初出展や「全国焼きそばサミットin黒石」等、県内外のイベントに積極的に参加し、男鹿を売り込んでいます。今後の展開や計画については、「男鹿市商工会」や「男鹿のやきそばを広める会」との意見交換を行い、全国やきそばサミットなど、食のイ

が不景気と相まって日ごとに高まっています。納めたくても納めきれないこの国保税は、引き下げの対策が急務である。平成23年5月末では5866世帯中、滞納は1233世帯で、短期被保険者証交付世帯が488世帯、資格証明書発

べント開催を目指します。

統一メニュー具材のカニ爪、エビ、イカ、ワカメを地産品でまかなえるように、市でも後押しできないものか。

統一メニューのカニ爪は、男鹿産を県外加工して使っていると聞いています。その他の具材は、どのタイミングで準備できるのかを検討します。

今後の地産地消計画と特産品開発について伺います。

男鹿産米を学校給食や子育て応援米支給事業に活用しています。特産品開発では、仮称「男鹿ハタハタ丼」を開発中です。

男鹿みなと市民病院の緊急患者及び夜間診療の受入れ態勢について

救急医療は、病院側の受け入れ現状の厳しさを、患者側の緊急性の判断基準が分からない等の問題があります。そ

行世帯が82世帯、延滞金徴収世帯が429世帯と大変な状況である。引き下げを含めて早急に検討すべきと思うがどうか。

国保財政は税の負担により運営しており、法定外繰入等による引き下げは困難です。

ここで、救急が翌日診療かの判断に迷った時の対処方法及び受診判断基準とその対応について伺います。

迷った時は、お問い合わせいただければ、看護師が対応します。受診基準は、個人差があり設けてはいませんが、症状に応じ医師と相談の上、看護師が対応しています。

救急・夜間診療に携わる医師・看護師は労働条件が厳しく、万全な体制で診療にあたりたいのか。また、メンタルケアも必要だが、病院側の対応について伺います。

医師は、宿直の翌日の午後から退勤できる態勢が整いつつあり、看護師は、宿直の翌朝から退勤しています。メンタルケアは、医師は院長が、看護師は看護部長が面接により対応しています。

また、短期被保険者証の交付にあたっては、減免制度の周知や分割納付の指導のほか、休日等の納税窓口を開設しており、納付しやすい環境づくりに努めています。

フェイスブックやツイッターを取り入れ、「観光地男鹿の魅力やイベント情報、震災後の安全性を発信して風評被害払拭を図り、さらに市民とのコミュニケーションに努める必要があるのではないか。

昨年4月から、ツイッターを本市防災情報の発信に活用しています。また、東北観光博覧会が3月18日から本格実施となり、この中でツイッターやフェイスブックを活用した情報発信を行う予定です。

グーグルパノラマとグーグルアース等との連携で、ジオパークを含めた情報発信により観光誘客につなげていくことが必要だと思うが、市長の考えを伺います。

グーグルパノラマについては、ジオサイトや観光関連の写真を投稿するとともに、ホームページに取り入れて活用したいと考えています。

観光情報の発信について

一般質問



佐藤 巳次郎 議員

市職員の保育士への
賃金差別

指定管理者制度導入に あわせて検討

質 保育園の法人化と職員の賃金引き上げについて伺います。臨時職員等の身分不安定と低賃金の固定化を取り上げてきたが、市職員として採用することは行政改革上無理として、社会福祉法人を作り、平成25年4月から公設民営化し、指定管理者制度を導入したいとして計画が示された。そこで、①市が全面的に関与する保育専門の社会福祉法人を設立するとしているが、具体的にはどういうことか。また、市職員を法人へ派遣扱いとするとしているが本人に弊

害が出てくることはないのか。②市職員の行政職給料表は、1級から7級までとなっている。同じ市職員でありながら保育士は園長になっても4級で、5級以上にはなれない規則となっており、全く差別待遇である。市では、男女共同参画都市宣言をすることであり、男女差別的給与があつてはならず、全保育士を対象に給与の是正と昇給を行うべきと考えるが市長の見解を伺います。

答 ①市では、保育方針の決定、指導監査のほか、施設の維持管理を実施します。人事権は、市と協議し決定できるよう法人と派遣職員に関する協定書で取り決めます。②園長の格付けについては、5級の主幹級への昇格について指定管理者制度導入とあわせ、検討してまいります。

PTAの解なしの移転は 好ましくない！

船川南小学校の男鹿南中

学校への移転について伺います。船川南小学校は、築50年以上の木造校舎で耐震診断の結果、屋根の積雪70cmを超えて、震度6強以上の地震が発生した場合、倒壊する恐れがあるとして、男鹿南中学校へ移転するための改修工事費1200万円の予算が提案されている。2月中旬に両校保護者等に対し、説明会を開催しているが、あまりにも拙速で突然、計画が示され、保護者・教職員・児童生徒・地域の方々は全くの寝耳に水で不安と怒りが大きくなっている。



戸部 幸晴 議員

町内会等自治組織の 育成重要

質 地域自治組織の高齢化が進んでいる一方で、人的・予算のスリム化が進む中、市と地域をどう結んでいくのか。防災組織の活動も地域に委ねていくということで、自治組織の育成が重要になるが、その捉え方についてはどうか。

男鹿南中学校では、保護者へのアンケート調査も実施している。また、男鹿南中学校と船川南小学校PTA会長、市PTA連合会長連名の陳情書が提出された。内容は、男鹿南中学校への移転ではなく、船川南小学校の耐震補強を求めるとなっている。私はPTAとの合意なくして、男鹿南中学校改修工事はあり得ないと考えており、予算執行についても、あくまでもPTAとの合意が必要だと考えるが見解を伺います。

さらに、町内会交付金制度の具体的内容について伺います。

答 市では、昨年7月「自主防災組織発足会」を開催し、平成24年2月現在、123町内会が自主防災組織の届出をしており、これまで防災リーダー講習会等に参加いただいています。市からは、23年度ヘルメット、ハンズフリーライトを交付しています。24年度は沿岸地域の自主防災組織に折り畳み式リヤカーを配備し、防災活動を支援します。また、町内会交付金は、自主防災活動事業、地域環境整備事業、地域文化継承事業など、各事業を実施することにより交付するものです。

非常に唐突であるところご指摘を受けたところであり、反省すべき点が多々あったと考えています。今回の計画案については、ベストであると思っておりますが、保護者等から了解が得られないまま、船川南小学校児童を男鹿南中学校に送り込むことは、子どもたちへの心理的影響を考慮すれば、当然好ましくないと考えています。

観光産業の活性化策 について

質 将来的な観光の活性化策と観光産業への支援策について伺います。

答 将来的な観光の活性化策については、地域活性化を図る上で、定住人口の増加が欠かせないもので、まずは交流人口の増加が必要です。日帰り型から宿泊型・長期滞在型へシフトする交流人口を増やすことが、経済効果を高めることにつながります。このため、東北規模以上の各種スポーツ大会や各種イベントなどのほか、スポーツ等の合宿誘致が効果的なことから、積極



旧弘戸中学校

的に取り組みます。また、JR等で実施する様々なキャンペーンに合わせ誘客を図るとともに、来年度開催予定の海フェスタにおいても様々なイベントを実施し、交流人口の増加に努めます。

弘戸小学校の移転・改修について

質 耐震診断の結果、弘戸小学校校舎・体育館は危険な状況で、旧弘戸中学校校舎を改修し、移転することのだが、一時的な避難なのか、将来的に使用すると受け止めていいのか。また、改修工事の具体的内容や財源、使用が可能となる時期、さらには、PTA関係者との協議や将来の統廃合の議論はされているのか伺います。

答 宿泊が期待される東北規模以上のスポーツ大会や合宿

の移転を考慮しており、財源は教育施設整備基金を予定しています。主な改修内容は、小学生の学習環境を整えるため、教室やトイレ、階段改修のほか、暖房設備や屋根などの改修を予定しています。この移転を計画したものです。弘戸小学校は、次の降雪期ま



米谷 勝 議員

男鹿総合運動公園多目的広場改修事業について

質 市長は「平成24年度予算編成にあたっては、財政の健全化を基本方針とし、総合計画に掲げる諸施策を推進してまいりたい」と答弁してまいりました。総合運動公園は、男鹿市総合計画に位置づけされている都市公園であります。多目的広場改修事業は総合計画にも過疎計画にも計画されておりません。私を含めて議会の資質が問われている問題であります。このまま、約4億円の事業を進めることが出来るのか伺います。

での移転を考慮しており、財源は教育施設整備基金を予定しています。主な改修内容は、小学生の学習環境を整えるため、教室やトイレ、階段改修のほか、暖房設備や屋根などの改修を予定しています。この移転を計画したものです。

質 ①景気の回復が見られるまでは、公が働く場づくりに力を入れていかなければと考える。どのように取り組んでいくのか伺います。
②住宅リフォーム助成事業の一般対象工事補助率が20%から10%に下がった。何か問題があつて補助率を下げたのか伺います。

雇用と経済対策について

の誘致を図るためには、同一敷地内に複数の公式グラウンドを備えていることが必要要件であることから、多目的広場の改修を計画したものです。

の改修により、弘戸小学校の児童が安心して相当年数使用できる校舎に整備できると考えています。また、移転における保護者等との協議や、将来の統廃合については、去る2月14日に弘戸小学校保護者

質 ①船川地区保量川の雨水事業が完了した後、保量川上流についてどの様に考えているのか伺います。
②船越第5排水区域が拡大されたと同ったが、どの範囲が拡大され、いつ頃工事に着手されるのか伺います。
③男鹿中杉下地区は大雨のたびに滝川河川が氾濫し、家屋の床下浸水、道路の冠水が発生している。これを早期に解決するため杉下町内会との合意形成を図る場を設けていただきたい。また、防衛省とはどのような協議がなされているのか伺います。

防災対策について

め、県と同率の10%としたものです。

及び教職員へ説明しています。将来の統廃合については、近隣小学校において複式学級の出現が予想されることや、耐震診断結果も踏まえ、総合的に検討してまいります。

質 ①雨水事業完成により、従来よりも雨水の流下がスムーズになることから、保量川上流については、今後の状況を見極めてまいります。

子どもの医療費助成について

質 子ども医療費助成を実施するにあたり、市の取り組みについて伺います。

答 これまでの未就学児の入院と外来に対する医療費助成を小学生まで拡大します。また、県の所得制限により対象外となつた世帯の未就学児の入院、外来及び小学生の入院について助成するほか、自己負担上限の1000円についても、市独自に助成するものです。



質疑議員

佐藤 巳次郎
佐藤 誠
三浦 利通

光通信網整備事業
普及と効果はどうか

【質疑】 光通信網が本市においても整備され使用可能となった中で、その利用状況について、また、光通信の役割が今後大きく期待されるが、市としてどう活かしていこうとしているのか伺います。

【答】 本市で整備している箇所の普及率は、野石地区13.5%、入道崎地区5.8%、五里合地区10.5%、椿地区12.6%、戸賀地区3.3%となっています。NTTで整備した北浦地区では10%、若美地区12%と総体的に低い数字ですが、現在も接続工事を進めている状況です。

光通信の活かし方としては、①本庁と支所、出張所間の行政情報システムがスムーズになる。②市の施設の電話を光電話に切り替える。③学校や観光ブログ等の配信にも高画質が得られる。④ハザードマップや避難場所等、防災関係などの情報をインターネットで公開できる。⑤県と市を結ぶ防災システムの活用。⑥IT関連事業者の進出を進めていきたいと考えています。

夕陽温泉WAO指定管理料
(灯油高騰)の増額は妥当か

【質疑】 夕陽温泉WAOのお湯を沸かす灯油の価格が、以前は1リットル当たり70円であったものが、現在90円となり500万円近い管理料の変更提案となっている。そもそも指定管理者制度は、民間感覚、企業努力を持って任せれば、民間の制度であり、灯油価格が上がったからといって補てんできるのか。これを認めると他の工事契約等についても変更できるのか伺います。

【答】 光熱費や燃料費は、過去3年間の平均をもとに積算していますが、灯油単価のアップで470万円の追加となり、現在の企業努力ではカバーできない状況です。また、基本協定書において賃金、物

価水準の変動等、著しく不適当と認めるときは、管理料の変更ができることとされていることから増額するものではないかと伺います。

第5期介護保険事業計画
保険料の引下げ可能では

【質疑】 介護保険料が平成24年度から月137円の引き上げで5208円の基準額となる提案がされているが、市の予算案、資料に基づいて伺います。介護保険特別会計の財政調整基金を取り崩して、保険料の負担軽減に充てているが、まだ2000万円以上の基金がある。また、23年度の決算見込みによる黒字分を保険料の軽減に充てていない。例えば、今回の補正予算では保険給付費が2億2800万円と大幅に減額されている。これによって4000万円以上の剰余金が見込めるなど、保険料の引き上げでなく引き下げが可能ではないか。

【答】 基金残額約2000万円と、現段階で平成23年度決算見込みにおいて2000万円の剰余金が出ると推定していますが、ショートステイが23年度末に多く建設され、介護給付費が多くなることが予想されることから、その充当財源として考えています。

予算特別委員会

今定例会において、全議員で構成する予算特別委員会に付託された各会計の平成23年度補正予算及び平成24年度当初予算について審査し、いずれも原案のとおり可決・承認すべきものと決しました。
一般会計当初予算の概要と委員会での質疑された中から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

【概要】

今定例会に提案された平成24年度一般会計予算は、財政の健全性を確保することを基本方針として、観光や農林水産業などの産業の振興、子育て環境の整備、交通体系や地域情報通信基盤の整備、地域防災体制の強化、コミュニティ活動や男女共同参画社会の推進など、市民生活に直結するものを重点に措置したもので、歳入歳出予算の総額を164億1000万円としたものです。

「海フェスタ推進室」を設置

【質疑】 海フェスタ開催に伴う議会に対する意思確認とあわせ、事業目的、事業費の積算、誘客数見込み及び経済効果について伺います。

【答】 3月中に国へ申請書を提出する予定としています。国からは、口頭で内定を受けていますが、議会に対しては、開催決定通知を受けた後、具体的内容について提示したいと考えています。
事業目的としては、「教育・観光・環境」はもちろん、特に「防災」を一つの大きなテーマとして、海を通じた様々な事業を展開し開催する予定

- 津波時避難路等整備工事7
- 高麗芝移植工事1050万円
- 多目的広場金5000万円
- 住宅リフォーム助成事業補助金9480万円
- 住宅リフォーム助成事業補助金5000万円
- 総合運動公園多目的広場改修事業3億9480万円
- 滝川河川改修事業3億671万9000円
- 万9000円
- 新たな難視対策事業共聴施設整備工事7977万9000円
- 新年度の主な投資的事業としては、

質疑 総合運動公園多目的広
場改修事業において、総合計
画及び過疎計画に位置づけら
れていない事業を実施するこ
ととした経緯について伺いま

多目的広場改修の必要性は

正式に開催決定通知を受けて
いないことから、現時点では
積算することはできませんが、
他市での開催状況をみると、
事業費は概算で総額1億円か
ら1億2000万円と伺って
おり、市の持ち出しとしては、
その2分の1となっております。
また、誘客数については、
他市の実績で約70万人、経済
波及効果は50数億円と伺つて
いますが、誘客数見込み及び
経済波及効果については、開
催決定後に第三者に依頼し、
具体的に試算していただく予
定としています。

としています。その中で本市
の情報を全国に発信すること
で集客が見込まれ、結果とし
て地域経済の活性化につなが
ると考えています。また、本
事業の開催に伴い、24年度は
「船川港記念事業推進室」を
「海フェスタ推進室」に名称
を改め、職員数も増員しなが
ら事業を推進したいと考えて
います。
事業費の積算については、
正式に開催決定通知を受けて
いないことから、現時点では
積算することはできませんが、
他市での開催状況をみると、
事業費は概算で総額1億円か
ら1億2000万円と伺って
おり、市の持ち出しとしては、
その2分の1となっております。
また、誘客数については、
他市の実績で約70万人、経済
波及効果は50数億円と伺つて
いますが、誘客数見込み及び
経済波及効果については、開
催決定後に第三者に依頼し、
具体的に試算していただく予
定としています。



総合運動公園多目的広場

答 交流人口拡大のために
は、まずは男鹿に来ていただ
くことが重要で、宿泊客を増
やし、そして長期滞在の方を
増やすという段階を踏む必要
があると考えています。
また、大規模な各種大会を
開催するためには、同一敷地
内に複数の公式グラウンドを
備え持つことが求められてい
ます。これまでも、各種大会
の誘致や合宿をお願いしてき
た中で、いろんな方々からご
指摘を受けており、多目的広
場を改修することで、各種大
会の開催や合宿を誘致するた
めの最低条件はクリアできる
と考えたものです。さらに、
幅広く市民の方々からも施設
を利用していただくことで、
福祉対策や健康対策につなが
ることから、現状よりも利用
度を高めるかには上げるために整

質疑 震災がれき受け入れに
対する市の考え方と、学校給
食施設への放射能測定器配備
の可能性について伺います。

答 八郎湖周辺清掃事務組
合では、可燃物の焼却とあわ
せ、焼却灰の処理についても
一体的な協議が必要であるこ
とから、1月にクリーンセン
ター周辺町内で実施した意見
交換会での質疑や、県からの
情報を踏まえ、今後、構成町
村長と協議することとしてい
ます。
学校給食食材の放射能測定
について、県では、3月から
学校給食食材の放射性セシウ
ム検査を開始するとしていま
す。対象施設は、市が管轄す
る公立小中学校の共同・単独
調理場と園内で調理している
保育園等で、本市では、県総
合教育センターに設置される
放射能測定器2台を活用し、
1施設当たり年間15回の検査
を予定しています。検査方法
は、給食で使用予定の食材一

**学校給食食材の放射性
セシウム検査を実施**

質疑 最新技術を用いた「ろ
過マクロ化式」に改良するた
めの設計業務委託料及び浄水
場一部解体工事費として、7
000万円を平成24年度当初
予算に計上しています。また、
25年度から26年度にかけて、
浄水場をすべて解体し新設す
るため、25年度は3億810
0万円、26年度は3億744
0万円を継続費として予算計
上しています。

種類を3日前に提出し、その
結果が検査基準値1キロ当た
り100ベクレルの半分を超
えた場合、さらに詳細検査を
実施することとなっています。
また、検査結果については、
市民の方々が情報を入手して
安全・安心が確認できるよう
ホームページで公表すること
としています。なお、市単
独での放射能測定器の購入は、
現在考えていないものです。
**根木浄水場
平成26年度に新設予定**
質疑 根木浄水場増補改良事
業の内容と一般会計からの出
資金について伺います。



根木浄水場

質疑 地産地消取組支援事業
における食材の安定供給への
対応策と、生産者・地産地消
推進店との意見交換会等実施
の考え方について伺います。

答 本事業では、学校給食
にジャガイモ、キャベツ、ニ
ンジン及び玉ねぎの4品目が
使用量の大多数を占めていま
す。市内の地産地消推進店で
は、食材が集まりにくいとい
うことで、市では、食材の生
産者や収穫時期などを記載し
た「食材カレンダー」を作成
し、配付しているところす。
生産者においても、なかなか
食材の品揃えや量を確保でき
ないことから、直売所等を活
用して進めています。また、
生産者と推進店との意見交換
会等については、この後、実
施する方向で進めたいと考え
ています。

委員会・分科会の動き

各常任委員会・分科会は、付託議案と所管の予算案等を審査し付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑のあった主な事項は、次のとおりです。

総務

補正予算

質疑 指定管理料の債務負担変更の考え方について伺います。

答 夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理については、株式会社がおが地域振興公社と5年間の指定管理に係る基本協定を締結しており、指定管理料については、年度ごとに定める協定において規定しているものですが、特別な事情がある場合には変更できることとされています。

このたびの債務負担行為の補正については、燃料費の購入単価アップによる指定管理料470万円の増額補正にあわせて、予算限度額として措置するものです。

当初予算

市総合計画と新規事業予算計上の整合性を問う

新年度予算に新規事業として計上している多目的広場改修事業関係については、総合運動公園に人工芝の公式グラウンドを整備することによって、スポーツ大会、スポーツ合宿やイベントの誘致などにより交流人口を増やし、将来的には定住人口の増加につなげていきたいという考えのもと提案したものです。

新年度に係る実施計画等については、総務企画課で10月頃から取りまとめ、12月頃には新年度予算を組む前に、ある程度実施事業の目処がつくことから、この時点で政策的な事業でもあり、議会に對し当該事業について説明しておくべきものであったものです。今後、この件に限らず議会に對し、誠心誠意説明しながら早めに手順を踏んで対応してまいります。

教育厚生

船川南小学校の耐震補強を求める陳情書

本陳情書に對する委員からの意見等としては、①保護者が不安を感じている階段の手すり、体育館や特別教室の使用方法、運動会等各種行事の開催方法など、細かい部分についても十分検討し、保護者の心情に配慮しながら合意を得るための努力が必要である。

②船川南小学校の現地調査を実施したが、陳情書の趣旨である渡り廊下の耐震補強については、実際に震度6強の地震が発生した場合、児童たちがそこまでたどり着くことは困難であると感じたもので、現実的に陳情書の趣旨に沿った実現には無理があるのではないかと考える。教育委員会としても、保護者等に対する周知方法や計画を進める手順など、配慮を欠いた部分については十分反省していただき、今後は慎重に進めていただきたいなどの意見等がありました。

教育厚生委員会としては、陳情書の趣旨については、保護者等の心情を考慮すれば十分気持ちは理解できるが、現実的に船川南小学校の一部耐震補強工事は困難である。こ

の後、保護者等と十分協議し、可能な限り意見を反映させ、最大限の配慮をしながら合意形成に努め、保護者等から理解を得た上で予算執行すべきであると概ね意見集約されました。また、教育長からは、船川南小学校児童の安全確保に重点を置き、本計画を提案しましたが、男鹿南中学校保護者の方々への配慮不足や、両校保護者の皆様に対し、計画内容等考え方を伝えるタイミングが遅かったことについては深く反省しており、お詫び申し上げますとの謝罪がありました。

産業建設

総合運動公園多目的広場改修事業について

委員会・分科会に市長が出席し、事業説明が遅れたことに対する陳謝がありました。

【市長に對する主な質疑】

質疑 事業を実施するには、総合計画との整合性、事業の必要性、緊急性等を協議する必要があるが、事業説明が遅れた理由について伺います。

答 議会に説明が遅れた一番の理由は、本事業の財源である「スポーツ振興くじ助成金」の採択がはつきりしなかったことから、財源の目処が

ついてからでないと説明が十分であるとの意識があり、遅れたものです。

質疑 本事業の発案から財源検討までの間に説明できなかったのか。それほど喫緊だったのか伺います。

答 大会を誘致して交流人口を増やすことは、以前から考えており、本事業については、9月の実施計画の時点において、目鼻が立ってということと計画し、備蓄関係の交付金が減るということもあり、財源が重要と考えました。

スポーツ大会などは、基本的にどこも誘致するので、一刻も早く誘致できる条件を作る必要があることから、喫緊であると考えています。いろいろな事業がある中で、自らの努力によつて効果を出せるということ、受け皿が武器になるという考えで整備したいと考えています。

質疑 交流人口が増えると経済が活性化し定住人口が増えるという考え方について、どのように定住人口増につながるのか伺います。

答 交流人口が増えるということ、お金が回るといふことで、お金が回ることに雇用が生まれ、そこで人がいずれ住み着くということです。

◆ 議案第33号

平成24年度男鹿市一般会計予算に対する修正案を提出

提案理由

定例会最終日、高野寛志議員他2名の議員から、総合運動公園多目的広場改修事業に係る予算を減額する修正案が提出されました。

この修正案について、高野寛志議員から「本事業については、去る2月17日に産業建設委員会協議会で初めて説明があつただけで、その後、各会派や議会全員協議会などで説明や報告もなく、唐突に今定例会に提案された。3億9480万円という多額の予算を伴う大事業が市議会に対し、全く合意形成の手順を踏まず執行しようとする市当局の手法、手順は明らかに議会軽視で間違ひである。

また、本事業計画は、議会基本条例の趣旨に鑑み、①事業の必要性及び緊急性②費用対効果の見通しと、将来に渡る財政負担③利用客の動向と利活用の予測④総合計画及び過疎計画との整合性など、多方面からの検討を要する事業で、この度のように拙速かつ生煮えの状態では提案すべきではないと考える。以上のような理由から、本事業に係る予算については、減額修正すべきである」との提案理由の説明がありました。

この後、本修正案と当局から提案された原案について、それぞれ採決した結果、修正案については無記名投票の結果否決され、原案については起立採決の結果可決されました。

反対討論 畠山富勝議員

今定例会において、最も議論を費やした「総合運動公園多目的広場改修事業」については、議会に対して、確かに提案に至るまでには、市当局の不備もあつたが、スポーツ施設の整備により、市民スポーツの振興、体力・健康づくりを推進することは極めて重要な施策と考える。また、市当局の主張する交流人口の拡大など、本市の活性化を狙いとする施策展開の面では、施設整備は急務と考える。よつて、本修正案に反対するものである。

賛成討論 吉田直儀議員

第一に、本事業の計画性と提案のあり方については、総合計画と過疎計画に計上されていないこと。また、本事業に係る予算は、市当局の原案ができ、提出直前に急遽、産業建設委員会協議会に示され、議会全員協議会等での事前協議はなかつた。こうした唐突とも言える手法は、議会軽視はおろか、議会を完全無視した暴挙と言わざるを得ない。

第二に、本事業の必要性は全くない。現に総合運動公園内には、立派な陸上競技場とスタンド、芝生のフィールドがあるほか、男鹿マリナーパークにも立派な芝生が管理された多目的広場があり、毎年各種大会が開催されていることから、本事業は必要性が全くない。

第三に、市長は、必要性・緊急性の理由として、合宿の誘致や各種大会の開催・招致と主張しているが、宿泊施設のない場所、また、本市では少子高齢化が進む中で、交流人口の増加にはつながるものとは言えない。よつて、本修正案に賛成するものである。

議案第19号 男鹿市介護保険条例の一部改正
議案第36号 平成24年度男鹿市介護保険特別会計予算に対する討論

反対討論 安田健次郎議員

反対の主な理由としては、

第一に、事業計画がまだ定まっていないにもかかわらず予算が提案され、しかも第5期介護保険事業計画においても、介護料が引き上げられている。審議の中で明らかになつたように、これまでの財政調整基金2000万円と、平成23年度末に予想される赤字額を合わせた約4000万円を保険料軽減のための財源とすれば、引き上げなくても運営できる計算となる。しかも、国の法改正といえども、第1号被保険者の負担割合が、1%引き上げられたことが大きいものである。市内の第1号被保険者の方々の所得は、非常に低い層が多く、今でも少ない年金から天引きされ困難な暮らしを強いられている状況である。

第二に、保険料は引き上げられても、サービス低下が懸念されることである。特に、これまで認定の段階で介護度が引き下げられ、要支援1及び2の方や予防介護にあたる方々の地域支援事業費が「介護予防日常生活支援総合事業」に取り組むことにより、給付費見込額の3%の上限の中で、サービスが一層制限されると考えられることである。

第三に、法の改定もなく、「効率化」の名のもとに、一定の講習等で医療行為ができる仕組みにされることである。このことは、利用者の不安や命にも関わる問題であり、介護保険制度に反するものである。

第四に、「地域包括ケア」の目玉は、「24時間地域巡回型訪問サービス」だが、これは名ばかりであり、これまですらほとんど利用されていない状況で、介護保険制度の崩壊と非難される問題である。以上申し上げたように、低所得者層には重い負担である保険料の引き上げ、介護認定外し、利用者の不安、サービス低下などの理由により、本2案については反対するものである。

法第109条の2及び法第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を十分に活用することにより、市民の専門的識見等を聴取し、議会において重要な議案等を審議する際の討議に反映させるよう努めることを定めています。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

【説明】 ○市政の課題全般について、市民と情報や意見の交換を行う場の1つとして、議会報告会を行うことを定めています。議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、市民からの意見等を聴取し、市政に反映させることを目的とします。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)は、次の各号に掲げるところにより、常に健全な緊張関係を保持するものとする。

- (1) 本会議における一般質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。
- (3) 議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、執行機関の主宰する会議、諮問委員会等に参加しない。

【説明】 ○議会での審議における議員と市長等執行機関との健全な緊張関係の保持について定めています。

○議員から市長等に対する一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができることを定めています。

○法第121条の規定に基づき、議長から出席を求められた市長等は、議長または当該委員会の委員長の許可により質問をした議員に対して、その論点を整理するため、逆質問ができる、いわゆる「反問権」について定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費(将来にわたる負担を含む。)及びその財源等

2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

【説明】 ○行政が重要な政策を提案する場合5つの条件を示すことを求めています。これは政策の公正、透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。

○政策の発生源や将来にわたるコスト計算までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。

○予算、決算の審議においても、重要な政策に準じた説明を行うよう定めています。

(議会の議決事件)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男鹿市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本計画前号に規定する基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画(をいう。)の策定、変更又は廃止
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止

【説明】 ○市民生活に大きな影響がある計画等の議決事項について定めています。

男鹿市議会基本条例が平成24年4月1日に施行されましたので、説明を付した条文を掲載いたします。

男鹿市議会基本条例

議会は、二元代表制のもと、市長とともに男鹿市の代表機関を構成し、市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させながら、男鹿市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

このため、議会は、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ちつつ、独立及び対等の立場において意思決定し、市長その他の執行機関の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

ここに、議会は、地方自治法の範囲内において議会及び議員の活動原則等を定めるとともに、市長その他の執行機関及び市民との関係を明らかにし、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

【説明】 ○議会基本条例の理念を概括的に規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【説明】 ○議員の活動原則と議会の役割を明らかにし、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的として規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

【説明】 ○市民に親しみ、または関心を持たれる議会運営のための5つの原則を規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【説明】 ○議会の使命である議員間の自由かつ達な討議での論点、争点の発見及び市民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【説明】 ○合議機関である議会において、議員は会派という議員集団を結成して活動できることを定めています。

○会派は、政策を中心に同一の理念を持つ議員によって構成し、活動することを定めています。

○各会派は、議会運営や政策立案等に関して、必要に応じて協議等を行い、会派間での合意形成に努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、会議を原則公開とする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【説明】 ○本会議、委員会を原則として公開で行うことを定めています。

○各委員会を運営するにあたって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条、

が的確になされるような情報の提供に努めることを定めています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することで、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関することは、別に条例で定める。

【説明】 ○議員の地位に基づく影響力の不正な行使を防止するものとし、政治倫理基準等に関しては、別に条例で定めることを規定しています。

(議員定数)

第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項、第109条の2第5項、第110条第5項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

【説明】 ○議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積など類似団体との比較検討結果を踏まえて決められるべきであるとしています。

○定数の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案できるものとしします。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。

(議員報酬)

第19条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考にするものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第7項、第109条の2第5項、第110条第5項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

【説明】 ○市民の客観的な意見の聴取は、参考人制度等を活用します。

○報酬の改正についても、定数の改正と同様、議員が提案できるものとしします。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

【説明】 ○本条例は、男鹿市議会における最高規範であると規定しています。

○議員へ本条例の理念を再認識させるための研修を義務付けています。

(見直し手続)

第21条 議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

(1) 一般選挙を経た任期開始後

(2) 議会が必要と認めた場合

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【説明】 ○一般選挙後、本条例の目的が達成されているか否かの検討を行い、必要に応じ改正することを規定しています。

○改正に当たっては、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【説明】 ○この条例の施行期日を定めています。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第10条 議会は、言論の府であって、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営するよう努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【説明】 ○議会は、討論の場であるとの原則から、議会の会議へは市長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。

○議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを定めています。

○第2項の「市民提案」とは、地方自治法でいう条例の制定・改廃請求などや市民等から提出された請願、陳情です。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営)

第11条 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、正副委員長連絡協議会を設置することができる。

【説明】 ○各委員会の委員長、副委員長は、委員会のメンバーの先頭に立ち、所管する委員会に係る課題に対し、常に問題意識を持ち、議会開会中だけでなく閉会中にも積極的に委員会協議会等を開催するよう努めなければならないことを定めています。

○委員会間をまたいで複雑化、高度化する市政の課題に対応するため、委員会間の調整を図る機関として、正副委員長連絡協議会を設置できることを定めています。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第12条 政務調査費については、男鹿市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年男鹿市条例第198号）に定めるところによる。

2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。

【説明】 ○政策立案及び調査研究等に資するために政務調査費の交付を受けるとともに、領収書など証拠書類の公開等により、その用途の透明性を確保することを定めています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研究会を年1回以上開催するものとする。

【説明】 ○議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の市民を招き、年1回以上研究会を開催することを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

【説明】 ○事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査・法務能力を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

○執行機関から独立した議会事務局体制を目指すものとします。

(議会図書室の利用)

第15条 議会図書室は、議員のみならず、だれもがこれを利用できるものとする。

【説明】 ○だれもが利用できる、開かれた議会図書室とすることを規定しています。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【説明】 ○市民への情報提供について、議会だよりや情報技術の活用など多様な手段を講じて行うと規定しています。

○特に、広報に当たっては各議員の議案に対する対応を市民に公表し、議員の活動に対して市民の評価

陳情

- 小深見川河口の堆積した土砂の採取に関する要望書
- 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書
- 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書
- 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める陳情書
- 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情書
- 船川南小学校の耐震補強を求める陳情書

意見書

- 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書
- 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書
- 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書
- 3件とも可決されたので、市議会の意見として、政府関係機関へ送付しました。

平成24年6月定例会日程（予定）

月	日	曜日	会議名	主な内容
6	14	木	本会議	市長提出議案上程(提案理由の説明)
	18	月		一般質問
	19	火		一般質問
	20	水		議案質疑、常任委員会付託、予算特別委員会付託
	21	木	予算特別委員会	付託議案の審査・分科会設置
	22	金	常任委員会・分科会	付託議案等の審査・現地調査
	25	月		(総務委員会・教育厚生委員会・産業建設委員会)
	28	木	予算特別委員会	各分科会委員長報告、質疑、討論、表決
			議会運営委員会	最終日の運営について
			本会議	各委員長報告(総務・教育厚生・産業建設・予算特別) 質疑、討論、表決

議会の豆辞典⑤

過半数議決の原則

議決の原則

地方自治法では、議会の議事は出席議員数の過半数（議長除く）でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによると規定しています。

議決原則の例外

同法において議決の際、特

に多数の議決を必要とする規定もあります。

①議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができ

る。
②長の不信任議決の場合は、在職議員数3分の2以上の出席で、4分の3以上の同意が必要となります。

議会広報特別委員会中間報告

本特別委員会では、新たな議会広報の足がかりとして、平成22年11月15日と16日に議会広報全国コンクール最優秀賞を獲得した、福島県広野町と、中核市議会議長会議会広報最優秀賞を獲得した、福島県いわき市への行政視察を実施しました。

議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、市民の皆様に対し、議会での審議内容を正確かつ読みやすく、分かりやすさを大切にしながら親しまれる紙面づくりを念頭に編集にあたりてまいりました。議員改選前は、表紙二色刷りと他紙面単色刷りでしたが、これまで本特別委員会で培った紙面内容と活動努力を継承しつつ、改選後は、同予算で全ページ二色刷りとしたほか、四季のイメージカラーを取り入れ、市民の目にとまりやすい紙面としたものです。また、各定例会の日程（予定）や「議会の豆辞典」を掲載し、議会をよりご理解いただけるよう工夫したものです。以上が本特別委員会設置における、これまでの活動状況です。

編集後記

- ▼ 4月に入っても雪が降り敷く日々が続く、寒さ厳しい春先でしたが、秋田にもようやく桜咲く季節が到来しました。
- ▼ 3月定例会では、24年度当初予算が可決されたほか、昨年からの取り組んできた男鹿市議会基本条例が4月1日に施行されました。市民の皆様からは私ども議会に対し、専門的または政策的意見等を寄せていたいただき、議会の討議に反映させるよう努めてまいりましたので、今まで以上のご支援をよろしくお願いいたします。
- ▼ 昨年3月11日に発生した大震災の復興もままならない状況ですが、衆議院の解散含みの中、野田首相の政治生命をかけるとの意気込みで、消費税増税法案を今国会で成立させる決意を表明しています。
- ▼ 耐震強度不足が判明した船川南小をはじめ、市内中学校への対策は喫緊の課題であり、市当局の速やかな対応を望むものです。4月1日付で新しく任命を受けた方はもとより、全職員の男鹿市民のためのご奮闘を祈る。（蓬田）